

平成18年第4回阿波市議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成18年12月4日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員(20名)

1番 森本節弘	3番 正木文男
4番 笠井高章	5番 児玉敬二
6番 松永涉	7番 篠原啓治
8番 吉田正	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員(1名)

2番 江澤信明

会議録署名議員

12番 岩本雅雄 13番 稲井隆伸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	助 役 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 山下 紘志郎	企画部長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 洙田 藤男
産業建設部長 秋山 一幸	教育次長 岡島 義広
総務部次長 森口 純司	企画部次長 酒巻 近義
市民部次長 田村 豊	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 大西 利夫	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 成谷 洋子	市場支所長 岩脇 正治
財政課長 藤井 正助	水道課長 西岡 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤 吉子

事務局長補佐 友行 仁美

事務局主任 枝澤 ゆかり

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第166号 第1次阿波市総合計画基本構想について

議案第167号 平成18年度阿波市一般会計補正予算(第4号)について

議案第168号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第169号 平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第2号)について

議案第170号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第171号 平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第172号 平成18年度阿波市水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第173号 土成地域資源活力工房の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第174号 阿波市多目的研修集会施設及び集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第175号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第176号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議案第177号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

議案第178号 徳島県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第179号 阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定について

議案第180号 阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館の指

定管理者の指定について

議案第 1 8 1 号 阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館の指定管理者の指定について

議案第 1 8 2 号 阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定について

日程第 6 請願第 1 号 産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書

請願第 2 号 阿波中学校校舎改築への早期着手についての請願書

午前10時04分 開会

議長（原田定信君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成18年第4回阿波市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（原田定信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第118条の規定により、12番岩本雅雄君、13番稲井隆伸君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（原田定信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、11月27日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

月岡議会運営委員長。

議会運営委員長（月岡永治君） おはようございます。12月になりまして本当に寒い日でございます。お忙しいところを皆さん方にはお元気で議会にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

議長の指名がございました。去る11月27日に開催いたしました12月の定例会の運営に関する当委員会の協議の結果についてご報告いたします。

まず、会期についてでございます。本日から12月22日までの19日間と決定いたしました。

審議日程につきましては、11日、12日は本会議で一般質問、代表質問、13日が本会議で議案に対する質疑であります。15日、18日、19日が委員会審査であります。なお、22日は本会議での審議が決まっております。

その他の運営については、議長において適宜善処されるよう決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（原田定信君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から12月22日までの19日間とすることに異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から12月22日までの19日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

議長（原田定信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員各位には本年最終の議会となります本日の第4回定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

まず、議会関係であります。9月議会以降本日までに受理いたしました陳情等の報告書を前もってお手元に配付いたしましたので、十分お目通しを願います。

次に、議長として去る11月24日、フォーラム「四国はひとつ、四国の未来は（無限大）」が東京憲政記念館で開催されました。四国の発展のため、道路整備と利用促進を考える四国8の字ネットワークづくりを目指すもので、四国4県の知事等が公開の場で討論するものであります。

次に、地方自治法第235条の2第1項及び公営企業法第27条の2第1項の規定に基づく月例現金出納検査の8月、9月及び10月分の結果について、監査委員より正確であるとの報告を受けております。

以上、諸般の報告といたします。

~~~~~

日程第4 行政報告

議長（原田定信君） 日程第4、行政報告を市長に求めます。

小笠原市長。

市長（小笠原 幸君） おはようございます。12月に入りまして急に寒くなってきたわけですが、議員各位には何かとお忙しい中をきょうの議会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、行政全般にわたりまして、いろいろなことにつきましてご報告をしたいと思います。

まず、去る11月15、16の両日でございますけれども、東京におきまして全国市長会の理事、評議委員会の合同会議がございまして、そこで私も出席をさせていただきます

た。そして、翌日の全国の市長会におきまして、14件の重点要望事項等を取りまとめまして実行運動を行うことを決定をいたしました。

また、四国治水期成同盟連合会として国土交通省に要望活動を行いました。

また次に、20日から22日にかけては、四国横断線改良促進期成同盟会として国土交通省などへの要望活動を行うとともに、日本林道協会総会にも出席をいたしました。

また、24日には、総務省自治財政局交付税課長に地方交付税についてお願いを申し上げ、その後原田議長と一緒に四国8の字ネットワーク整備・利用促進を考える会に出席をいたしました。

また、12月1日には道路整備の促進を求める全国大会にも出席し、要望活動を行ってまいりました。

また、さかのぼりますけれども、11月30日には、東京におきまして日本簡易水道整備期成同盟会の大会がございまして、昨年本市におきましては、大影地区におきまして簡易水道事業の大きな事業を実施いたしましたそのことのお礼も兼ね、あわせまして本市にはまだ石綿管がかなり残っておりますので、石綿管の更新等につきましても強く要望をしております。

また、昨年より議員各位を初め多くの方にご心配をおかけしておりました御所小学校校舎が完成し、11月19日同校体育館において、全校児童とことし3月卒業した土成中学校1年生や学校関係者が出席し、落成式を厳粛に行いました。21日からは新校舎で授業を行っており、生徒の皆さんに大変喜ばれております。

また、本市議会と阿北環境整備組合議会において可決いたしておりました阿北環境整備組合に上板町が加入する規約の変更につきまして、11月27日、残っておりました吉野川市、神山町、上板町のそれぞれの議会で可決をいたしましたことをご報告申し上げます。また同時に、県に対しましてもこれの認可申請を去る11月28日に行いました。

以上を申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつと行政報告といたします。終わります。

~~~~~

日程第5 議案第166号 第1次阿波市総合計画基本構想について

議案第167号 平成18年度阿波市一般会計補正予算(第4号)について

議案第168号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第

3号)について

議案第169号 平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第2号)について

議案第170号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第171号 平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第172号 平成18年度阿波市水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第173号 土成地域資源活力工房の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第174号 阿波市多目的研修集会施設及び集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第175号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第176号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議案第177号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

議案第178号 徳島県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第179号 阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定について

議案第180号 阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第181号 阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館の指定管理者の指定について

議案第182号 阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定について

議長(原田定信君) 日程第5、議案第166号第1次阿波市総合計画基本構想についてから議案第182号阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定についてに至る計17件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

市長(小笠原 幸君) それでは、議長の許可を得ましたので、本日提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、平成18年度の補正予算6件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、その他2件の計13件でございます。

まず、議案第166号は第1次阿波市総合計画基本構想について、あわ北新市まちづくり計画の施策並びに市民ニーズの動向や社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、自立した地域経営を推進するための総合指針として第1次阿波市総合計画基本構想を策定いたしましたので、地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第167号は平成18年度阿波市一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を191億6,439万7,000円といたしております。

次に、議案第168号は平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,852万2,000円を追加いたします。歳入歳出予算の総額を42億6,947万8,000円といたしております。

次に、議案第169号は平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億4,800万円といたしております。

次に、議案第170号は平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,832万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を36億158万5,000円といたしております。

次に、議案第171号は平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,446万5,000円といたしております。

議案第172号は平成18年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、収益的収入及び支出の補正で支出補正予算予定額を265万5,000円、資本的収入及び支出の補正で収入補正予算予定額を3,619万5,000円、支出補正予算額を1,500万円といたしております。

次に、議案第173号は土成地域資源活力工房の設置及び管理に関する条例の制定及び議案第174号阿波市多目的研修会施設及び集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、今後の指定管理者制度導入に向けてそれぞれの条例を整備いたすものでございます。

議案第175号は阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、合併後不均一課税でありました国民健康保険税を統一いたしたいので、改正をお願いするものでございます。

次に、議案第176号は阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正につきましても、市立幼稚園の保育料を統一する条例改正でございます。

次に、議案第177号は阿波市水道事業給水条例の一部改正につきまして、合併後不均一でありました水道料金について、阿波市水道料金等審議会より統一料金の答申をいただきましたので、庁内協議の結果、条例改正をお願いするものでございます。

次に、議案第178号は徳島県後期高齢者医療広域連合の設立につきまして、健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、平成19年2月1日から高齢者医療確保法の施行の準備をするとともに、平成20年4月1日から後期高齢者医療の事務を処理するため、地方自治法第284条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、先般の議会運営委員会においてお願いいたしておりました追加議案の提案を申し上げます。

追加議案は、指定管理者の指定議案4件でございます。

議案第179号は阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定についてから議案第182号阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定についてまでの4件の議案につきましては、本市で初めての公募による指定管理者の指定をいたしたいと思っておりますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（原田定信君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 再開

議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

八坂企画部長。

企画部長（八坂和男君） おはようございます。

議案第166号第1次阿波市総合計画基本構想について補足説明をいたします。

第1次阿波市総合計画の基本構想を別添のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により議会の議決を求める。

平成18年12月4日提出。阿波市長小笠原幸。

今回の総合計画は、市長へのトップインタビューや市民アンケート、まちづくり座談会、各課ヒアリングなどをもとに、庁内の各課長等で組織するワーキンググループや助役を委員長とし各部長で組織する計画策定委員会、学識経験者や関係団体の代表者で組織する審議会での協議、またパブリックコメント等を行い、11月17日に総合計画審議会の答申を受け、策定をいたしました。

この第1次阿波市総合計画は、第1編が序論、第2編が基本構想、第3編が基本計画で構成されております。

それでは、1枚めくっていただきまして、基本構想の目次をごらんいただきたいと思いますのですが、第1編序論につきましては、計画策定の意義や計画の役割、構成などの基本的なことを示した第1章計画策定にあたってと第2章阿波市の特性と課題で構成されています。第2編基本構想は、第1章阿波市の将来像、第2章人口目標と土地利用の方向、第3章施策の大綱、第4章未来を築く重点施策で構成されています。また、基本構想の全体の流れ、構成を概略的にまとめた資料として、最終の61ページに第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」基本構想の構成を示してあります。

それでは、ページを追って大筋に説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

初めに、計画策定の意義でございますが、今回の総合計画はあわ北新市まちづくり計画及び旧4町の総合計画に基づき、また直近の市民ニーズの動向や社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、地方分権時代の新たな市民参画、協働のための、また自立した地域経営を推進するための総合指針として策定をしました。

続いて、3ページですが、計画の役割についてですが、総合計画とは、自治体にとってすべての行政活動の基本となる最上位計画であり、地方自治法第2条第4項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められています。

この第1次阿波市総合計画は、こうした位置づけを踏まえて策定をし、第1に、阿波市

民の“住民力”を結集するための「参画・協働の総合指針」、第2に、自立した阿波市を創造・経営するための「地域経営の総合指針」、第3に、国・県・周辺自治体に対する「阿波市の主張」としての役割を持ちます。

続いて、4ページですが、計画の構成と期間についてですが、基本構想は平成19年度から28年度までの10年間、基本計画、前期計画として平成19年度から23年度までの5年間、実施計画では3年間の計画期間となっています。

続いて、5ページから8ページにかけましては、阿波市の概況として、位置と地勢及び人口と世帯を記載してあります。平成17年国勢調査で見ると総人口は4万1,076人、世帯数は1万3,076人となっており、少子・高齢化と核家族化がますます進行していることを示しています。

続いて、9ページから12ページまでですが、阿波市の特性として、本市の伸ばすべき特性を記載しています。特性としましては、「郷土愛と奉仕精神あふれる人が住み、ボランティア活動を初め市民活動が活発な市民パワーのまち」を上げています。

続いて、13ページから18ページでございますが、市民ニーズの動向ということで、市民アンケート調査の結果から、市への愛着度と今後の定住意向、市の各環境に対する満足度と重要度、そしてまちづくりの方向性の設定に最も参考となる今後のまちづくりの特色、市の重点施策についてまとめております。

次に、19ページから22ページにつきましては、阿波市を取り巻く時代潮流ということで、踏まえるべき直近の代表的な時代潮流を7つ示しています。特に大きく変化してきているのは、地方分権が今まさに実行段階を迎え、住民協働に基づいた自立力が求められること、全国的にもついに人口減少時代を迎えたこと、安全、安心への意識が急速に高まっていることなどがございます。

次に、23ページから25ページにつきましては、阿波市の発展課題ということで、これまでの概況や特性、市民ニーズ、時代潮流を総合的に勘案し、悪いところや問題点を挙げるのではなく、あくまでも特性を伸ばす視点からの発展的な課題、こういうニーズを踏まえて、こういう特性を伸ばして、こうしたらもっとよくなるという発展課題を6つ取り上げております。

次に、26ページからが第2編の基本構想になります。

第1章阿波市の将来像として、基本理念は新市まちづくり計画の基本理念である参画、創造、自立によるまちづくりを尊重し、充実して「協働・創造・自立のまちづくり」とし

ました。

次に、28ページでございますが、阿波市の将来像については、序論及び基本理念を総合的に勘案し、新市まちづくり計画を基本とすること、市章はこの言葉をもとにデザインされていること等を尊重し、阿波市の将来像に最もふさわしいものとして、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」としました。

次に、29ページから35ページですが、この将来像、やすらぎ空間を構成するすこやか空間、かいてき空間、にぎわい空間を実現するため目標を定めたもので、いわゆる分野ごとの柱です。まず、1番目は、教育、文化分野で「人が輝くまちづくり」、2番目は、健康、福祉、危機管理分野で「安全・安心のまちづくり」、3番目は、環境保全、生活環境分野で「美しい環境のまちづくり」、4番目は、生活基盤分野で「生活基盤の充実したまちづくり」、5番目は、産業分野で「産業が発展するまちづくり」、6番目は、共生、協働、行財政分野で「共に生き共に築くまちづくり」としています。それぞれの基本目標の下に展開する施策項目として、学校教育の自立、また生涯学習の充実など全体で34項目を設定をいたしております。

次に、36ページから40ページにかけましては、人口の目標と土地利用の方向を記載しています。10年後の人口目標の設定につきましては、これまでの人口推移を見ると今後も減少することが予想されますが、将来の発展方向を総合的に勘案し、定住、交流基盤の整備や産業の振興などにより人口減少に歯どめをかけ、現状程度の人口規模を確保するべきであるとの考えから、4万1,000人と設定いたしました。

次に、土地利用の方向についてですが、土地利用はまちづくりの最も基本的な要素であり、本市の発展に直結する極めて重要な問題であることから、市民の参画、協働のもとに検討を重ねた上での全体の合意を図っていく必要があることから、ここでは基本方針と主要区域別の方向だけを示しています。

次に、41ページから56ページにかけてですが、このページについては、施策の大綱を示しています。施策の大綱については、基本目標の下に展開する、先ほど申し上げましたように、34項目の施策について、その項目ごとにどういった施策を行っていくのかの大筋、あらましを定めています。具体的には、項目ごとに10行程度で文章化していますが、これはさきに説明いたしましたアンケート調査やまちづくり座談会、各課による提案シート、ヒアリング等を踏まえ、最新の状況を反映して作成をいたしました。

続いて次に、57ページから60ページでございますが、このページでは未来を築く重

点施策を示しています。将来像を実現するためには、施策の大綱に基づく各分野の施策を総合的、計画的に推進していくことが必要ですが、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき施策を抽出し、未来を築く重点施策として位置づけています。重点施策の具体例としては、人が輝くまちづくりであれば、学校教育環境の整備や生きる力の育成を重視した教育内容の充実等でございます。

そして、最終61ページには、基本構想の構成として、今までご説明をいたしました全体をまとめてあります。

以上、第1次阿波市総合計画基本構想についての説明といたします。ご議決いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（原田定信君） 山下総務部長。

総務部長（山下紘志郎君） おはようございます。

議案第167号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億6,439万7,000円とするものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は第2表地方債補正による。

平成18年12月4日提出。阿波市長小笠原幸。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、今回追加分として臨海型廃棄物最終処理場対策金負担金に充当するため、一般廃棄物処理施設整備事業債して、限度額を1億円として設定するものでございます。起債の方法につきましては証書借入とし、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入のうち主なものについて説明をいたします。

10款地方交付税、補正額2億919万8,000円、以下14款国庫支出金3,395万3,000円、18款繰入金1,300万円、19款繰越金4,812万5,000円、21款市債1億円、以上、補正額4億5,700万円を追加し、歳入合計を191億6,439万7,000円とするものです。

10ページをお願いいたします。

続いて、歳出のうち主なものについて説明をいたします。

2款総務費、補正額7,816万7,000円、以下3款民生費6,623万3,000円、4款衛生費8,193万6,000円、6款農林水産業費2億2,113万2,000円、以上、補正額4億5,700万円を追加し、歳出合計を歳入同様191億6,439万7,000円とするものでございます。

なお、補正額の財源内訳につきましては、右側の11ページのとおり、特定財源といたしまして国・県支出金5,241万3,000円、地方債1億円、その他3,872万3,000円、一般財源といたしまして2億6,586万4,000円といたしております。

12ページをお願いします。

歳入の内容につきまして、主なものについて説明をいたします。

10款地方交付税、補正額2億919万8,000円、地方交付税のうち普通交付税につきまして、9月議会でも説明いたしましたように、本年度の交付額は61億4,966万8,000円と確定いたしております。このため、今回残りの2億919万8,000円を一般財源へ充当すべく計上いたしております。

なお、昨年度の普通交付税は、総額63億9,875万3,000円でございます。したがって、昨年度に比べまして本年度普通交付税は、約2億5,000万円減額いたしております。

一番下、14款国庫支出金のうち1項3目民生費国庫負担金、補正額4,018万5,000円。内訳につきましては、右ページのとおり、3節児童福祉費負担金336万円、4節生活保護費負担金3,682万5,000円でございます。

14ページをお願いいたします。一番下、15款県支出金のうち2項6目農林水産業費県補助金、補正額2,292万9,000円。主なものといたしましては、右ページのとおり、1節農業費補助金として徳島強い農林水産業づくり補助金の2,896万5,000円でございます。

16ページをお願いいたします。18款繰入金、1項8目土地改良事業基金繰入金、補正額1,300万円。この措置につきましては、土地改良事業基金を取り崩しまして国営吉野川北岸地区償還助成金へ充当いたすものでございます。

続いて、19款繰越金、補正額4,812万5,000円。この繰越金につきましては、9月議会で平成17年度決算認定について承認をいただいたとおり、前年度からの繰

り越しとして調整し、累計額を合計4億4,682万6,000円といたしております。

18ページをお願いします。20款諸収入、4項4目雑入、補正額2,556万4,000円。この雑入につきましては、国営吉野川北岸土地改良事業特別型計画償還助成事業助成金でございます。このため、6節の農林水産業雑入として国営吉野川北岸地区償還助成金へ充当するものでございます。

21款市債、1項4目衛生債、補正額1億円。この市債につきましては、先ほど地方債補正で説明しましたとおり、臨海型廃棄物最終処理場対策基金負担金に充当するため、2節の一般廃棄物処理施設整備事業債として発行するものでございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

歳出の内容について、主なものについて説明をいたします。

最初に、一般職員の給料、職員手当、共済費等人件費関係の予算について、本年度中に発生いたしました職員の育児休業や死亡、また共済費の追加費用の負担率低下等の理由により当初予算に比べ変更となる部署については、今回の補正予算で、第2款総務費から第10款教育費までそれぞれ年度末を見越しまして所要の調整をいたしております。なお、こうした人件費関係の説明につきましては省略をさせていただきます。

26ページをお願いします。3款民生費のうち1項1目社会福祉総務費、補正額395万6,000円。主なものといたしましては、右ページ、8節報償費の100万円でございますが、当初の見込みより本年度出生児が多いため、出産祝い金費として今回100万円追加いたしております。

続いて、2項老人福祉費のうち1目老人福祉総務費、補正額545万2,000円。主なものといたしましては、右ページの28節介護保険特別会計への繰出金の845万2,000円でございます。

28ページをお願いします。3項児童福祉費のうち2目児童手当費、補正額807万1,000円。この内訳といたしましては、右ページ、20節扶助費といたしまして児童手当費709万円、児童扶養手当費98万1,000円でございます。

30ページをお願いいたします。4項生活保護費のうち2目扶助費、補正額4,910万円。本年度生活保護世帯が当初見込みより増加いたしておりますので、右31ページのとおり20節の扶助費といたしまして4,910万円追加いたしております。この財源内訳につきましては、左側の30ページでございますが、国庫支出金といたしまして3,682万5,000円、一般財源は1,227万5,000円でございます。

続きまして、4款衛生費のうち1項4目保健事業費、補正額減額の2,300万円。この減額理由といたしましては、右ページのとおり基本健診の集団健診、また個別検診等の受診者が当初の見込みより少ないため、13節の委託料で2,300万円減額をいたしております。

続いて、一番下の2項清掃費のうち1目清掃総務費、補正額1億91万2,000円。主なものといたしましては33ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の臨海型廃棄物最終処理場対策基金負担金としての1億131万2,000円でございます。なお、先ほど説明いたしましたように、この財源につきましては起債で1億円充当いたしております。

続いて、6款農林水産業費のうち1項5目農業振興費、補正額3,435万3,000円。主なものといたしましては、右ページの19節負担金補助及び交付金の3,465万3,000円で、内容といたしましては、徳島強い農林水産業づくり事業補助金といたしまして、市内のJA等の6農業団体への補助金でございます。なお、この財源内訳につきましては、左の32ページのとおり県支出金2,866万5,000円、一般財源は568万8,000円でございます。

34ページをお願いします。2項農地費のうち6目吉野川北岸農業用水費、補正額1億8,439万4,000円。この内容につきましては、吉野川北岸農業用水費としての国営吉野川北岸地区償還助成金でございます。なお、この財源内訳につきましては、左の34ページのとおり、特定財源といたしまして基金からの繰入金1,300万円、農林水産業雑入としての諸収入2,556万4,000円、一般財源は1億4,583万円といたしております。なお、この一般財源の1億4,583万円のうち5,440万円につきましては、本年度地方交付税で算入されておりますので、実質市からの持ち出し分は約9,100万円でございます。

続いて、36ページから40ページにかけては、8款土木費でございますが、今後の事業の進捗等年度末を見越しまして、それぞれ所要の予算構成をいたしております。

最後に、42ページをお願いします。10款教育費のうち4項1目幼稚園費、補正額142万5,000円。主なものといたしまして、右ページの11節修繕費としての需用費120万円でございます。この修繕費の内容は、土成幼稚園を除きます市内8つの幼稚園のトイレが現在旧式の和式でございますので、洋式に改修するものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますよう

よろしくお願いを申し上げます。

議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

市民部長（吉岡聖司君） おはようございます。

議案第168号平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,852万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,947万8,000円と定めるものでございます。この補正予算の主なものにつきましては、歳出の保険給付費といたしまして2億6,176万2,000円の増加でございます。これは一般被保険者の療養給付費及び療養費の増加でございます。本年度内に予算の不足が見込まれるための補正、それと退職被保険者が当初見込みより増加したために生じる補正予算をお願いするものでございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入で、1款1項で療養給付費交付金、今回の補正額が1億7,144万8,000円でございます。これは退職者被保険者の増加に伴う給付交付金の増加でございます。8款2項の基金繰入金、補正額5,022万6,000円でございます。これは医療給付費の増加に伴う繰入金でございます。9款1項で繰越金、補正額が1,686万8,000円。補正額計で2億3,852万2,000円を追加いたしまして、歳入合計で42億6,947万8,000円と定めるものでございます。

次に、歳出で、2款保険給付費、1項の療養諸費で補正額が2億2,859万3,000円、2項で高額療養費3,316万9,000円、3款1項で老人保健拠出金マイナスの774万円、4款1項で介護給付費、これもマイナスの1,550万。補正額計で2億3,852万2,000円を追加いたしまして、歳出合計を42億6,947万8,000円と定めるものでございます。

なお、詳しい内容につきましては、10ページ以降をごらんいただきたいと思います。

以上で平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての概要説明を終わります。

次に、議案第169号平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,800万円と定めるものでございます。この補正予算は、高額療養費、治療用装具、マッサージ等の費用の増加に伴う不足額が年度内で400万円程度見込まれるために今回補正をお願いするものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入で、1款1項の支払基金交付金で補正額200万円、2款1項で国庫支出金、補正額は133万3,000円、3款の1項で県支出金33万3,000円、4款1項で一般財源の繰入金で33万4,000円。補正額計で400万円を今回追加いたしまして、歳入合計を52億4,800万円と定めるものでございます。

次に、歳出で、1款1項医療諸費、補正額が400万円を追加して、歳出合計を52億4,800万円と定めるものでございます。

以上で平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第2号)の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(原田定信君) 洙田健康福祉部長。

健康福祉部長(洙田藤男君) おはようございます。

議案第170号平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第3号)についての補足説明をいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,832万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億158万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

3款国庫支出金で1,580万6,000円、内訳といたしまして、1項国庫負担金で385万円、2項国庫補助金で1,195万6,000円。

5款県支出金マイナスの593万6,000円。内訳といたしまして、1項県負担金で減額の385万円、3項県補助金で減額208万6,000円。

8款繰入金845万2,000円、一般会計からの繰入金で845万2,000円。

歳入補正合計1,832万2,000円を追加し、予算の総額を36億158万5,000円といたしております。

3ページ、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費の 1 項総務管理費で減額の 3 2 6 万 4 , 0 0 0 円、これにつきましては人件費で 1 , 8 2 6 万 4 , 0 0 0 円の減額をいたしまして、負担金で 1 , 5 0 0 万円の増額をいたしております。

2 款保険給付費につきましては、事業の構成のみで補正額は 0 でございます。

5 款地域支援事業費で 1 , 9 6 3 万 7 , 0 0 0 円を追加いたしております。1 款での減額の人件費をこの 5 款に移行しております。補助事業の対象になるということで、専門職 2 名分を追加いたしております。また、備品費といたしまして 2 4 0 万円を追加いたしております。

7 款諸支出金につきましては、1 款の償還金及び還付加算金で 3 0 万円、これは 1 号被保険者の死亡に伴います還付金でございます。

8 款の予備費といたしまして 1 6 4 万 9 , 0 0 0 円。

以上、歳出補正合計が 1 , 8 3 2 万 2 , 0 0 0 円を追加いたしまして、予算の合計を 3 6 億 1 5 8 万 5 , 0 0 0 円といたしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

市民部長（吉岡聖司君） 議案第 1 7 1 号平成 1 8 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 8 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 , 4 4 6 万 5 , 0 0 0 円と定めるものでございます。この補正予算は、農業集落排水事業の加入者の利用料を管理する電算システムで、これまで使用料を決定する基礎データとなる世帯人員の集計資料の出力及び口座振りかえ済みの通知の処理ができなかったわけでございます。大変不便を来していたということで、今回そのシステムの仕様変更を行いまして、事務の迅速化、正確性を確保するための補正予算をお願いするものでございます。

2 ページ、3 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 表歳入歳出予算の補正で、歳入、3 款繰入金、1 項で一般会計繰入金といたしまして補正額 8 8 万 6 , 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入合計を 1 億 3 , 4 4 6 万 5 , 0 0 0 円と定めるものでございます。

次に、歳出で、1 款総務費、1 項で総務管理費、委託料でございますが、補正額 8 8 万

6,000円追加をいたしまして、歳出合計を1億3,446万5,000円と定めるものでございます。

以上で平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(原田定信君) 西岡水道課長。

水道課長(西岡 司君) おはようございます。

議案第172号平成18年度阿波市水道事業会計補正予算(第1号)について補足説明いたします。

第2条、平成18年度阿波市水道事業会計予算(以下「予算」という)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費を7億4,908万1,000円、補正予定額が265万5,000円、計7億5,173万6,000円でございます。これは人件費でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額「2億3,299万9,000円」を「2億1,180万4,000円」に改め、当年度分損益勘定留保資金「1億3,560万7,000円」を「1億1,441万2,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款資本的収入、既決予定額が6,203万円、補正予定額3,619万5,000円、計9,822万5,000円でございます。

支出で、第1款資本的支出2億9,502万9,000円、補正予定額1,500万円、計3億1,002万9,000円でございます。これは石綿管布設がえ工事の追加分でございます。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、支出でございますが、補正額265万5,000円で、人件費でございます。説明のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出で、収入で、補正額3,619万5,000円のうち国庫補助金が619万5,000円、企業債3,000万円でございます。

支出といたしまして、右のページでございます。資本的支出で配水管布設がえ工事で1,500万円、工事請負費でございます。石綿管布設がえ工事でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますよう

お願いいたします。

議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

産業建設部長（秋山一幸君） おはようございます。

私の方から議案第173号、議案第174号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第173号土成地域資源活力工房の設置及び管理に関する条例の制定について。土成地域資源活力工房の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成18年12月4日。阿波市長小笠原幸。

この土成活力資源工房につきましては、管理運営等の実情に合わせまして条例を新たに制定させていただくものでございます。場所につきましては、国道318号線の宮川内ダムの道の駅の中に設置されております。名称は土成地域活力工房でございます。

施行日につきましては、平成19年1月5日から施行をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第174号でございますが、阿波市多目的研修施設及び集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、先ほど議案第173号でご説明しました土成地域活力工房につきましては、この旧土成町の集会施設の中に活力工房が包括的に入れてありました。10施設の集会施設の中に土成活力工房が入ってございましたので、この条例の趣旨に合わないということで制定をするということで、割愛をさせていただくものでございます。

以上、議案第173号、議案第174号について補足を説明いたしました。ご審議の上、ご承認のほどをよろしく申し上げます。

議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

市民部長（吉岡聖司君） 議案第175号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、町村合併の協議の中で国民健康保険税率を平成18年度から統一すると決定されておりましたが、諸般の事情によりまして遅くなって大変申しわけなく思っております。本来5月に庁内で検討委員会を立ち上げまして、計4回検討を重ねてまいりました。検討する中で、課題として医療費の抑制、収納率向上の対策が急務であり、今後の重要な課題として取り組んでいくことといたしております。試行錯誤を繰り返しながらやっと結論が出ましたので、9月定例会の総務常任委員会及び11月9日の議会全員協議会でご報告することができました。十分な内容ではないか分かりませんが、現段階では精いっぱいの結論としてご理解を賜りたいと存じます。

平成19年度、平成20年度の2年間、この税率でお認めをいただきまして、固定資産の評価がえのあります平成21年度には抜本の見直しを行いたいと考えております。一部、家屋の評価漏れ等いろいろ問題点もございますが、とりあえず旧町時代の不均一の税率を早く均一として、国保会計の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

お手元に説明資料を配付させていただいております。それによりましてご説明申し上げます。

税率の改正でございますが、今回お願いいたしますのが改正後の率で、医療給付費分、その所得割額で11.3%、資産割額が33%、均一割額が2万6,000円、平等割額が2万7,000円。

次に、介護給付金分でございますが、所得割額が2%、資産割額が5%、均等割額が6,000円、平等割額が6,000円でございます。

それと、第13条関係での保険税の減額でございますが、所得の低い世帯に対する軽減措置として設けられております。減額総額といたしましては、医療給付費分が6割軽減で均等割額1万5,600円、平等割額が1万6,200円、4割軽減で均等割額が1万4,000円、平等割額が1万800円。介護給付金分で、6割軽減で均等割額が3,600円、平等割額が3,600円、4割軽減で均等割額が2,400円、平等割額が2,400円。

以上でございます。

附則で、施行期日、この条例につきましては、平成19年4月1日から施行することでございます。

以上で阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきまして概要説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

議長（原田定信君） 岡島教育次長。

教育次長（岡島義広君） おはようございます。

私の方から、議案第176号阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、市内9つの幼稚園の保育料及び保育時間等の統一に伴います改正でございます。阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書き及び同条第2号ただし書きを削る。

附則、この条例は平成19年4月5日から施行する。

条文中の第1号ただし書きとは、保育料についてでございます。土成中央保育園につきましては、1児童当たり月額6,400円でございますが、今回市内統一ということで5,500円に。続きまして、第2号のただし書きといたしますのは、預かり保育の保育料でございます。土成中央幼稚園につきましては、預かり保育は3,600円でございますが、市内統一ということで4,500円にするものでございます。

なお、対象児童数につきましては、土成中央幼稚園、来年の園児数は150名、それから預かり保育については59名ということで、1カ月当たり8万1,900円ほどの減額になるかと思えます。

以上で議案第176号の関係について補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（原田定信君） 西岡水道課長。

水道課長（西岡 司君） 議案第177号阿波市水道事業給水条例の一部改正について補足説明いたします。

給水条例の一部改正について、第23条第1項中ただし書きを削り、第31条中「別表第2」を「別表第1」に改め、第38条中「別表第3に掲げる区分に応じ、それぞれ当該給水区域」を「別表2の左欄に掲げる手数料の種別の区分に応じ、同表の右欄」に改める。第40条第1項中「第4」を「別表第3」に改める。

別表の基本料金、1カ月につき10立方メートル当たり1,000円とし、超過料金、1立方メートル130円に改正するものでございます。また、臨時料金、1立方メートル1,000円に改正いたします。第9条第2項の工事検査手数料、1件につき3,000円。給水装置工事業者認定手数料、1件につき1万円。加入金、パイ13ミリ5万円からパイ75ミリ205万円に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行日、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし、第31条に規定する料金は、平成19年5月分から適用いたします。

経過措置といたしまして、この条例の施行日前に申し込みがあった給水装置の工事及び検査に係る手数料及び加入金については、なお従前の例によるものでございます。

いずれも旧町の金額に差があるため、阿波市水道事業として健全な維持管理ができ、市民の皆様へ安全、安心な飲料水が供給できる統一した料金に改めるものでございます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

市民部長（吉岡聖司君） 議案第178号徳島県後期高齢者医療広域連合の設立について補足説明をさせていただきます。

健康保険法の一部を改正する法律の附則第36条第1項の規定により、平成19年2月1日から高齢者の医療確保に関する法律の施行の準備をするとともに、平成20年4月1日から後期高齢者医療の事務を処理するため、地方自治法第284条第3項の規定に基づき次のとおり規約を定め、徳島県後期高齢者医療広域連合を設けるということで、議会の議決を求めるものでございます。お手元に参考資料も配付を事前にさせていただいております。

後期高齢者の医療制度につきましては、現行の老人保健制度を廃止いたしまして、75歳以上を対象とした新しい医療保険制度を2008年度、再来年平成20年度に創設する制度でございます。

財源につきましては、後期高齢者の窓口負担のほか保険料1割、公費、国、県、市町村で5割、他の公的保険からの支援が4割で賄いまして、窓口負担は原則1割、一定以上の所得者の場合には3割ということでございますが。

財政運営につきましては、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行いまして、保険料徴収は各市町村が担当するというようになっております。

広域連合の規約につきまして主なところをご説明申し上げます。

第1条で、この広域連合は徳島県後期高齢者医療広域連合という。

第2条で広域連合を組織する地方公共団体、広域連合は徳島県の区域内のすべての市町村をもって組織するというところでございます。

次に、第4条でございますが、広域連合の処理する事務、広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次の各号に掲げる事務を処理すると。ただし、当該各号に掲げる事務のうち別表第1に定める事務につきましては、関係市町村において行うということでございます。広域連合で行う事務につきましては、（1）から（5）まで、資格の管理に関する事、利用給付に関する事、賦課に関する事、保険事業に関する事、それと医療制度の施行に関する事務ということでございます。

次に、第6条でございますが、広域連合の事務所、広域連合の事務所につきましては、徳島県の川内町、現在国保連合会があります国保会館内に置くということでございます。

次に、15条をお開きをいただきたいと思います。会計管理者、広域連合に会計管理者

1人を置くと。2項で、前項の会計管理者は前条に規定する補助職員のうちから広域連合長が命ずると。前項の規定にかかわらず、広域連合長は関係市町村長との協議により、当該関係市町村の会計管理者の職にある者に第1項の会計管理者を命ずることができる。

それから次に、第18条でございますが、広域連合の経費の支弁の方法でございます。広域連合の経費は次に掲げる収入をもって充てると。1で(1)関係市町村の負担金及び納付金、(2)で事業収入、(3)で国及び県の支出金、(4)でその他となっております。

それから、最後になりますが、附則、施行期日、この規約は平成19年2月1日から施行すると。ただし、第15条の規定、これは会計管理者の扱いでございますが、自治法の改正等によりましての規定の変更もございますので、この分につきましては平成19年4月1日から施行するということになっております。

以上で徳島県後期高齢者医療広域連合の設立及び規約について概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

議長(原田定信君) 岡島教育次長。

教育次長(岡島義広君) 今回、追加の議案といたしまして、済みませんが、私の方から議案第179号から議案第182号まで補足説明をさせていただきます。

議案第179号阿波市立阿波図書館の指定管理の指定についてということで、施設の名称、阿波市立阿波図書館。指定管理者、東京都文京区大塚3丁目4番7号、株式会社図書館流通センター。3、指定の期間、平成19年4月1日から平成22年3月31日。

議案第180号につきましての施設の名称は、阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館、議案第181号につきましては、施設の名称は阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館、議案第182号につきましては、施設の名称、阿波市立吉野笠井図書館でございます。

この指定管理者に関する今までの経過でございますが、9月議会に議会で条例改正の議決を受けまして、10月5日に指定管理者の募集要項及び仕様書の決定をいたしまして、公募方式ということで、阿波市の広報紙並びに全国に発信ということで阿波市のホームページにも掲載し、公募を行ったところでございます。公募の現地説明会を10月25、26日に行いまして、参加の団体は6団体ございました。そして、申請の受け付け最終日を11月15日とし、申請の応募件数は2団体ございました。

その後、選定委員会を11月20日から3回ほどいたしておるところでございます。応

募団体の選定に当たりましては、阿波市立図書館等指定管理者候補者選定委員会、これは14名の委員さんからなっており、専門委員さんがそのうち4名入っていただいております。

審査の基準ということでは、阿波市に条例がございます阿波市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条を基準といたしまして、1番には、事業計画による公の施設の運営が利用者の平等な利益を確保することができるものであること。第2点といたしまして、事業計画の内容が当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費に削減が図れるものであること。それから、第3点目といたしまして、事業の計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。そこらの観点で評価をいたしましたところ、先ほど指定管理のということで、株式会社図書館流通センターとなったところでございます。

なお、図書館流通センターにおきましては、福岡県北九州市の門司図書館を初め6地方公共団体から図書館の指定を受けておる団体でございます。

以上で議案第179号から議案第182号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（原田定信君） 休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

~~~~~

日程第6 請願第1号 産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書

請願第2号 阿波中学校校舎改築への早期着手についての請願書

議長（原田定信君） 次に、日程第6、請願第1号産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書、請願第2号阿波中学校校舎改築への早期着手についての請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号、請願第2号につきましては、会議規則第134条の規定により、お手元に配りました請願文書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は11日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時30分 散会